

山口県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県外国人介護人材獲得強化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、海外現地での人材確保に資する取組を行う県内で所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等及び県内の介護福祉士養成施設(以下「介護施設等」という)に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受け入れを促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、介護施設等が行う次に掲げる事業とする。

(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

(2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

外国人介護人材の確保を促進するため、次のような取組を行う。

ア 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集

イ 日本の介護に関するPR、介護施設等の情報提供などの広報活動

ウ これらの取組を実施するための宣材ツールの作成

(4) その他海外現地における外国人介護人材確保に関する取組

2 前項に定める事業に係る経費であっても、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象から除外する。

(1) 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料

(2) 食費、観光施設等利用料、治療費等の個人に属する経費

3 補助金の交付の対象となる経費の区分及び、交付額の算定方法等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度において、別に定めて通知する日とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第5条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費の配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、補助目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により補助事業等が完了した日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 規則第12条の通知を受けた介護施設等は、補助金を受けようとするときは、請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 介護施設等は、前条の規定にかかわらず、概算払により補助金を受けようとするときは、概算払請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(関係書類の提出部数)

第10条 この要綱の規定により知事に提出する書類は1通とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表

1 補助基準額	2 対象経費	3 交付額の算定方法
1 法人あたり500千円	<p>事業の実施に必要な経費で次に掲げるもの</p> <p>諸謝金、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料・借上料、備品購入費等</p>	<p>第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>